

# かると

## 個人市・道民税と所得税の課税制度の見直しが行われました

問い合わせ  
税務グループ  
( ☎ 85 1 1 5 5 )

平成17年以降の個人所得に対する課税制度で、見直された主な部分は次のとおりです。

### 1. 定率減税の縮減

所得税額は、平成17年課税分までは、税額の20%（25万円を限度）を減税していましたが、平成18年課税分からは、税額の10%（12万5,000円を限度）が減税になります。

市・道民税の所得割は、平成17年度課税分までは、15%（4万円を限度）を減税していましたが、平成18年度課税分からは7.5%（2万円を限度）が減税になります。

定率減税	平成17年まで	平成18年から
所得税	税額の20% (25万円限度)	税額の10% (12万5,000円限度)
市・道民税	所得割額の15% (4万円限度)	所得割額の7.5% (2万円限度)

### 2. 配偶者の均等割課税軽減の廃止

市・道民税の均等割は、平成17年度課税分に限り、夫婦とも登別市内に居住し、均等割を課税されている夫と生計を同一にしている妻は2分の1の税額（市民税1,500円、道民税500円）に軽減されていましたが、平成18年度課税分からは標準税率の税額（市民税3,000円、道民税1,000円）になります。

### 3. 老年者控除の廃止

年間の合計所得金額が1千万円以下で、65歳以上の方は老年者控除として所得税計算の場合50万円、市・道民税計算の場合48万円の控除が受けられましたが、所得税は平成17年課税分から、市・道民税は平成18年度課税分からこれが廃止となります。

課税年	平成16年控除額	平成17年控除額	平成18年控除額
所得税	50万円	0円	0円
市・道民税	48万円	48万円	0円

### 4. 市・道民税の老年者非課税要件の廃止

課税年の1月1日現在65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合は、市・道民税が非課税でしたが、平成18年度課税分からこの非課税要件は廃止となります。

ただし、平成17年1月1日現在65歳以上で、平成16年分の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置は平成18年度課税分から段階的に廃止となります。

### 5. 公的年金等に係る雑所得の計算方法の変更

65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得の計算方法は、所得税が平成17年課税分、市・道民税が平成18年度課税分から変更になり、計算方法は次のとおりです。

65歳未満の方（変更なし）

現 行	
公的年金等の収入額	雑所得の計算方法
70万円まで	0円
70万円超130万円未満	収入額 - 70万円
130万円～410万円未満	収入額 × 0.75 - 37.5万円
410万円～770万円未満	収入額 × 0.85 - 78.5万円
770万円以上	収入額 × 0.95 - 155.5万円

65歳以上の方

現 行		変 更 後	
公的年金等の収入額	雑所得の計算方法	公的年金等の収入額	雑所得の計算方法
140万円まで	0円	120万円まで	0円
140万円超260万円未満	収入額 - 140万円	120万円超330万円未満	収入 - 120万円
260万円～460万円未満	収入額 × 0.75 - 75万円	330万円～410万円未満	収入額 × 0.75 - 37.5万円
460万円～820万円未満	収入額 × 0.85 - 121万円	410万円～770万円未満	収入額 × 0.85 - 78.5万円
820万円以上	収入額 × 0.95 - 203万円	770万円以上	収入額 × 0.95 - 155.5万円

今年の年金受給分から所得税を源泉徴収されている方は、忘れずに確定申告をしてください。  
この説明全般で表記のある平成16年・17年・18年とは暦年や会計年ではなく課税年のことです。  
たとえば、平成17年1月1日から12月31日までに得る収入にかかる個人所得課税は、所得税は平成17年課税分となりますが、住民税は平成18年度課税分となります。

申し込み  
の「G」は「グループ」の略です